蟹泡録

特別
14
1919
135

176417

○一月廿三日（三十二日）ゆきて本堂も北面西
（浅草）を法隆寺へ詣りんとそうあれども法隆寺
へ参詣せざりしも乗車して（金三銭）
桜田天子宮を参詣の次ん法隆寺へ
○法隆寺を出ずして京浜（浅草）の二印詣
まいりのもの、ひとりこれ目ひあるべ
七堂伽藍ひとつとして法隆寺
参詣の者、無き者なし　うえ　あるこがた
多くの信者ひとを招きしまして
信者の寺院（）ひあることを知つたのひ

38- 8934

命を法隆寺日村の書に拾ひのこしこの所にて
あり、

○法隆寺たしくの事をいくつかあつたん
ものとそうけ申もとも拾を拾ひもする
と表紙の新しく作くさ〳〵しもとも流れ上
ばかりの面の茅ぶき大屋根拾ひあり

○入口を西面を張りの年のころ二尋ばかり
この所にて拾しがたきを取れ
まんでも呼ひすべけんとそもそもを
拾ひて五面さんれ、北の方拾しに男あい

東京帝國大學

あとをもやはり拾ひのあること
○庚申塚を十四尋あひ天元のある山男の
新ぶの西面を拾ひ、こんもを八尋が新を拾
ふもとをを拾ひ平地新ひ書天
白口」の四面を大書し男子の心中宣此
とをを拾ひ新ふ殊ぶ所にしてあるを
法の事の本尊の新ひ拾ひ
あり

○二十分計行くと第を外うら拾つも来て
イヤとをもを、をを自分の石をを拾へん
と、北を庚申塚を十尋ひ、庚申を

紙縒の帳づけもあるも、年号五十二年を
書つゞけ年号無し、うゝ
えのある大机ゞ位牌ゝ拵えんてあつて
○元八き年号七十一年ひあるゝ、例の聖よ
ゝ垂ゝ無尺の美髪をとゝ雪のごと
美ゆゝくゝ、あゝ美髪、鬼神、木曽殿
ゝ出もひ、腰巻を大島紬の袋帯を立方ゝ
其の上ゝ真っ黒の大帽子を被深くゝ
きたれば、芸者もひなき風呂敷
もいゝ〳〵仙人〳〵ゝ
○按摩ゞ疲ゝをはゝ

○茶と方角とを合はす、茶を舎のフテルシ」の拵方抜をそそ、くさまざまに洋風を吹う拵をかくさと、いろ〳〵義へんれ、茶をまの古式の通人ひとるのがえひとく、洋式のおもえうもあしいうとそえんる

○三好屋の陽る去抜ひあるこ、いろ〳〵抜の流しも出たの、てんをしてそも耳を拵けしめたのを方隅の内るひある、あしく云風、英麿式を茶くるの拵ハイカうーー（茶をハイカうーしとそふてそる）のるひある

○茶と英麿を式の拵ぬるをあしく踏えれ、の、八面のあしくひてそるも尽記、式を茶を英麿式とくゆ子の結婚ゆ妙なるを茶麿式の拵ぬ中茶をしそ関係のあるのれいる

○茶和家の庭子英麿ぶ外国ゆ、ゆつてまて方隅ふくどくこの白えゆ茶子と拵まくれのひまくゆ、式を云〳〵久湯子うどこゆ湯るのと英麿を尺湯ぬ、そんで家るる拵のを拵ぬるるれのれと、茶外陽るひあるとそるゆ世ーを云ふるのぶ

あるべき、もとより芽を出すべき筋なりと思うて
そのとおりこれをこれを出すべきものの材
料をもとめようとの心のひとつ
○茶の道しるべと英磨を作るべし
し終を婚姻するべき人を言平小
なりとしるべし、別論なるまこと直接作法の
ようなるべしひとつの心、其の四的分作の
大なる事を言うべきなり、それを保守
ひ作るを所作の主要なるべしけ
れども作るべしの計の意しを
言うべき其の器とするべきなり

あるべき北人が言葉の英磨をもとめ
るべし作しがあって作文作ぬく好人の
ようの部をの部である
○しかれば作文作人を見る心を
文作もあるべきもあるべきの終を作文人生
ひとつのとするべきあるべきのひとつ
○ここに一寸終のひとつをアノ作文人が
どうしても美るべきの意ようにもとひあ
らべきの者、ハイ、しかるべしこれを
見北者の主のものを作るべき、英磨を
長いる女性の結んべき来るひとつ意さる

中央図書館

なうまでの事ハ人を苦しめることも出来よく知ることゝ信ずる人の英雄とも一つとしてのを述べ指上げ振を気を入つてのであるとゝ云ふことゝ云ふものの意味と思ふのである

○そこで事業の成功のあんばいとゝ云ふ事は出来ないが大陽を御面見たいよいとあることゝ自分のことを異存をこゝろとゝ云ふことゝ思ふて用ゆる運命の力

○高い一の障碍の起つたのを時的問題であるゝ体を言ふ事大変の時的となるとゝ云ふ事ハ信ずる人を例とするもの人間ひあるひ困つたるゝを言ふまゝ人と信ずるとの方が面白うゝ如一寸書ひある

○英雄の義ハ一つ信ずるまゝハ人ゝまゝしいなの例ひあるゝ、ゝ云ふ出来ひあるゝ、ゝ云ふの例なの例ひあるゝ、ゝ云ふ

○我国男ひ仕事行うゝ女性ひあるゝ、ゝ云ふまゝ人が前ゝ云ふ通りゝ云ふの場面ゝ云ふのひ、北ゝ云ふ大変をゝ大いゝ頃を廃ましこのゝ云ふ通り結婚をゝ云ふの原因ひあるゝ

○北面をいう共にしてと云ふ事あり、それを華族令録にそれ篠を野雄と云ふ人とかゝれと詩を詩の詩のらいひいろ〳〵の儀式をもてしたるとうんの別紙をもて文をもちゐし人物であるひ、これをして衛をゆらしめることもと

○もうし言平うの事をもて以上を綱を排して元のを用ゐることを御覧をもて行へ、そこび言平をつくるゆるふうの芝殿のを殺して近生さ物のんをもうんと云の望を別紙ぐの記つとの記

○高野の外務卿を寺嶋（宗則）ひあるの日に、私言ひもうこうけて行て内情を探して其他密報さをてつくるとこそ外務をしめることを諸示しとうふの寺嶋も要れしとう少とを自分を言平のもるく行って、又の報をひあるのをはけのどもを出と洋行するとこのこう報をどうぞ入るこもを陽を報をひもをつて、言平を内情をひうもの陽ををよくひうんをを情をとつてこうとぞ、然同言平うう報を言平のこと（宗則）生を陽をを行

[illegible]
[illegible]
べき云々、日々[illegible]
[illegible]
○物[illegible]納を[illegible]
[illegible]
[illegible]納の元文のものもいろ〳〵
[illegible]しい衝突うけて[illegible]
[illegible]
[illegible]大変の[illegible]
[illegible]仕向の[illegible]

きゝ失し[illegible]
色物を金の[illegible]
[illegible]
或物[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
十五貫目の[illegible]
を載せ[illegible]式[illegible]一個[illegible]
[illegible]の後の[illegible]

[illegible]大きな[illegible]を[illegible]運ハセル、[illegible]
を[illegible]思ひつゝ、人を[illegible]
とゝ[illegible]あるこゝ[illegible]をぬさ[illegible]
[illegible]を[illegible]面折すると例の[illegible]
[illegible]、例の[illegible]の姉さんが、[illegible]
出して戸をピッシリ閉めたゝ[illegible]
○[illegible]
まるでどうも山の[illegible]
[illegible]
いと[illegible]
○[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

此の度あらいろ〳〵御世話をかけ
申し関係せるものと云ふ事を忘れ
ずに進うとする又関係する故自分の方にて
は大切な結婚式の儀式をもとめるの親まで
ろうとする或人どもにあんかの紹介をしなけ
ればならぬ事迄も困ってきます、
○此の所金の悔を帰りをもまた或る迄
にきたい、とかく世中のことも迄
話をいろ〳〵とかくうち、我々を妻とする出印を
取方にてうん〳〵行つても、婚礼の式を挙げる
ナニ、式の……前の期迄の式を実行斟酌した

のひとり、個様ろうも時代の変もあるひあんと
繁昌ろう流行のひとり
○美麗の所時まが個様ろこるひ海
人だが、此の美麗を見る傍をこしら
つて前の回らうい様ろうつたのひ、あんの
ろ〳〵おろ事に
○そのときの傍を二千円とろ云ふ外に
二千円ろうとあろうと、ろ〳〵八千円とろ云ふ
仕方ろうのいろう、大関ろ様出をろつた
時の大関を見の多人を集めとろとと
きにあろとけんに、出さん方ろもうえの

び出しに、大隈さまはすぐ出しとくろうお前の方から出たとまのびに市まの方へ行かれ、お伴しもそこるなどゝ云つたが、市伴も絶対もないと推出はけて行方は北の方の伴をこんなるひ

抑なに

○こゝゆきまのこの方をこゝをこゝ、こんう海くさてけゝ母うなるい、芸者のうち根家行くこゝを踏ひあるうひ、ずもも出うけたから、三年をまのゝ出ゝ仕事をつけるとも、その電報をよこした、そこでおれもう情ハこゝ電報をこゝ同学ひ長崎のゝ

東京堂製

情をこうんがゝ大体電信ゝすこゝとき淋ひあるこを身分ゝ行つても高し方うもいと断然とゝこもを拒絶しに

○時をこる母ゝ来ゝも新根の伴ものこゝ実ゝこゝも実をの母ゝこる書面（新根をれこる）ゝ行くこゝを拒絶ひ逆ゝ役のゝうきゝ海とるつとゝゝ新根ゝ恨ゝ、芸者のこゝゝ芸者ゝ芸者こゝ根ゝ伴ゝ一年ゝ母ゝ芸者をとゝ芸者ゝ一年母やんとゝのまひあつとゝゝゝ母ゝこゝ母ゝゝ人を恨ゝ不母ゝこゝゝゝ手紙ひユボシ

てよこしたので、その体を未だ考へる事出来ないと云ひ出すのを問屋で、自分の知る限り信濃の深山に居らいてゐる英麿を一番内の者にと考へてどうしてもそうしようと思ふ。

○英麿を離縁するのは、久満子夫人の生涯の不幸となるのみならず、英麿が立派な人物となる一つの大切な機会を失ふことになるから、英麿に風を食ふ行つて貰ひ、その代人をあげて見たいとの考へから、五十銭位の人を一ツ宛の定人つてそうして、恰度月給五円位の英麿を命の者にしたいとの考へから、久満子夫人を共に

元を紙入れに中くらいの金を入れて、のこのこ出かけの時分のあつた。

○杉浦氏も英麿を貰ふ事を考へ、英麿の新婚披露式をやる、杉浦氏も英麿の花嫁として紹介したのであるが、国子も英麿の新婚の祝ひの席に出つたのこの家の変化の面白さを得る為杉浦氏も出かけ、大隈氏夫人の一のうちの婦人お信さんと共に久満子夫人の傍に坐をしてゐる、彼の倫子を抱いて来た時の倫子を抱いて来た時の倫子を抱いて来た時の倫子を思ひ出すのである。

ぬとて校子母人をいかに杉浦氏うちすてし杉浦を
人を例の三河を伴ひて之れを證拠とせんも十
うを大罪を天子より御四位をうけうけうけ女
戸をひき伊勢の書籍を無会をきき
くれをとれをふものあるも所詮杉浦氏の学問
をとうとぶおくれまちくうを受たりて学ひし
いとをふまひをうし
○この事を聞てをを杉浦氏を文
学しとの、主人の為のみめ一札書けとを語
れも出に、主人をを戸籍吏のもの張をひある
うを氏(四)せをるを得をいをば大罪を一札

ゆをセをすとをを論もあるをを〳〵而例異い
庇現言庭ををの秘是おのを生てこえと言
書稿如手紙の書るのひおのを終を出ず
と
○私しを主人をを出けて杉浦を語のを伊勢
を侍を つまをを北を抱くうごをを
実を次をの外ひあるを杉浦氏の蔵語しと言
ぶどうかをこうかを北のごをを月沈者
をもつを
○をこひをしの大罪ふを所を五をつるのを
伊勢をを侍をを伊勢ををををを所を

五三のくまこと俗薬一の仮、結ぶ子人と又湯のの
場係ひあるも、又ハ湯あるとまるの関係ひあるハ元
きとうしゝも俗の毒あるゆるゆるゆく拾ひを
つけも毒こ多ハ子ん、俗をイサとそのとすぐ
死毒あるをもて毒ハ毒ひあるハ、ゝとゝ
をゆゝも湯ゆをゆゝ

○私しをいろく考ひて未俗の病ひ草立し
ひ、あゝをよいうけんをんとるゝこゝひ
うゝまつのまゝとの神々を毒論の毒毒論の
心の表又ハ、俗のの俗俗をゆゝ如の人ゝ毒ひ
ゝゝ也いゝ、ゝんひあるゝゝ是ハ蛇毒上共

東京帝国大学図書館

俗大切ゆ決をを食ハ子のしも毒の人間と
間ゝとゝのひ

○私しを更ゝ近ひ俗を蛇毒ういくらあ
ゝと考えゝ俗を記臨ゝ毒いゝいく
らくと毒くくひ、そこひ、私しよ
を俗のまゝめひ第ゝを、毒ひつ書内毒ゝも
毒ゝ年毒を五千円をゆゝて俗の仮ゆ蛇と
ゝゝ、土地ゆ毒ハの仮ゆ蛇毒を結ぶ大
毒ハのゝとのゝも毒ひ蛇毒ひ俗人ゝ毒ゝ毒ひ蛇ゆ
又大切ゆ別結のあゝとゝのを結ぶのと又湯
ゝゝ毒干の蛇毒ひを無ゝへひとゝのまひ

ある、元日初売二百両ヅヽ双方の株主とする
あまりあるべきか、其の株式の値段大分昇つ
て来たるゆへ、十両四方の人の株主となる事
が出来るゆへ、多く角個株主となる事
なれども株券一つの時分いろ〳〵所位にても変
り仕まつる株主なれども、株式の株主も個株主
あるべきあんが、株式の値段ハイカラの方人と
つて来たるゆへ、廣方の高い値段、株主
五人七十両四方ありとも、五人ひとりよりの
らう、とて、株券の値段も騒ぎあと、大阪も文初
と値段の値段をもとめて、ろくを工ライ事を云

ふ、ても、ろくを工ライ事を云つたが、此の株主人の創業者
株券を高い値段を高い値段をとめてをるば
ふ

○ナアニ株主を分けとをるとも大阪の株主
をる者を株主の株券四方つゝのさ、此と一朝株主
月をつぶつた株主、新株主をとるとをるんと
困ることゆへ、久満子の株主をおも
あるの株主をおるの株主をおるゆへ
あり即新株主おれこの値段、おれこの値段
ゆえ久満子株主さも〳〵この思事中に
○久満子の株主の株券百両ありとも株主

白金ひかりかがやくうつくしき美しるの事なれとも
七月三日雪して式人と式人顔を出さるゝなれ
うれし待るも待るあひるの花儀を前
ゝ老いしゝ拾ふ人情の仕あり
すれ猶一つやらるゝうれしとゝみこうゝや
○お書の庄屋殿
それゝ古角者くゝ文かの命を古根のゝゝあ
る宮ひゝゝん三枚寺前のゝを古根
ひ学ゝ英麿の春母としれ枝ゝ四のれ宮
ひあゝ
と、この四のゝすしゝゝんを見ゝ春ゝを見ゝれ

東京博覧会

ゝゝ古根四の内逆の絵しを如後ゝくゝこと
あゝゝゝ絵のゝゝゝあしゝゝゝゝへれのゝ
ゝゝんこうかめゝゝ未ゝゝゝゝゝゝゝ枝
ゝあゝゝゝ北ゝ箱の絵しを見ゝゝし
ゝゝくゝゝゝ
ゝゝゝゝ一月廿三日大坂中ゝ鳥ゝ
ゝ春ゝ見ゝ人ゝゝゝ

○堺の宝徳年間に始めて来たる、いろく堺の
ちなみ事を考えるに、高かうのうち北浦も堺
説なるべし、されども、河内を考えるに、
記録とこうのうちを一つも論じてなきのみ、考
各の堺を考ることなかりしうの

東京帝国大学

○志ゝ貴しきを錦が錦織のこゝを貴き風
物を象しなれば錦の織りもなれを論じて
山路が河の名を錦河とのの絵所とのの絵
とこゝふ絵物を因めるに地名がいろもあるゝ、
昭山路ゝ山ゝ
物のちゝの河、
○大阪湾海うゝ堺の大河方の異しなる
物を作りゝの物を、いぶくゝ考えて、世度大和川を
書ゝの物を、おゝて行つて堺の港を泊
き、ゝれうゝ港をいためれ河めきを一艘
の後船とゝいさるを得るのゝ

○堺の千利休の遺跡の碑を建て、碑の面に
四人の筆蹟あり、これを彫刻して
四面に嵌めたり、さうして住ふかさ五尺
あるべきものなり（聖土記）昔の住ひ
南宗寺あり、その内に、自休とんさと塩穴寺
みあつたのを、日蓮宗の顕成しなる所に移した
の墓と塩穴寺が印を書誌ひあるのみ、此の墓
宗旨のものは三つ碑ばかりあり
○堺にて酒を造る者、大和屋治兵衛
いまの当主は土佐守紀の住輝の出て来たし
れを立て一人に八ヶ計りの塗つたるひ

[illegible]

○大阪の小屋[illegible]
北る[illegible]久[illegible]町[illegible]
[illegible]町[illegible]
[illegible]
[illegible]

○世[illegible]の術[illegible]
[illegible]
[illegible]

東京図書館

[illegible]
国（[illegible]）で[illegible]三層四層の大屋[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

そこに、[illegible]一名の[illegible]が北海の流氷を[illegible]
遠音と云、西洋料理の記[illegible]行つて見ると[illegible]
作り[illegible]て[illegible]
[illegible]上手に、三つ[illegible]プの出し方、ライスプッデ
[illegible]の焼き方、小鳥の料理[illegible]つく
[illegible]し、[illegible]の仕[illegible]る料理[illegible]
[illegible]一三を以て[illegible]
洋料理[illegible]を載せるこゝもたゞん
○西洋料理の[illegible]米を[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]米の料理[illegible]
[illegible]ーそこへ……揚て[illegible]が二風の[illegible]後

[illegible]牡蠣めしもたべ[illegible]
[illegible]きて[illegible]米
米を食膳に用ゐること
米の料理法も大いに[illegible]
[illegible]の料理法[illegible]ること云
[illegible]我邦もこん
[illegible]
[illegible]狐施行[illegible]
[illegible]一匹の小狐
を[illegible]つて町内を[illegible]
[illegible]
[illegible]この狐を放して

そこに、ちょうど一年ばかり前、ふと北海の沿岸を探検の途上、遠音と云、西洋料理店に行つて見た事もあり、作り方も、仕方も、手ぬかりなく、三人ツツの生もし方、ライスプリンの焼き方、小鳥の料理、ちょうちつくり、ずいぶん、手間ひまかかる仕事である料理人を、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二と次々に教えて、西洋料理の事を教えるこうもちゃん

○西洋料理の事、来る日、来る日、毎日、其の割合で来の料理ばかり

○ーちゃん……揚げ物、鮭の揚げ物、鮭の揚げ物、鮭の

中略ありて孤を出して殿を賞
するものもあり孤施行を乞ひて人の家に入る
百姓の姿を指草にすべしとかやもあるとぞ

○北尾の家金を拾つて伊勢へ届ける話の外に
なし文録の刊の諸家記録中に行るし」とあり、天保
但多印の略伝刊行を好んでそこに、隣の後
ちなれども、北尾の家中行るものの中に右の義長の
ことの書いてあるに来た義忠とあるを考し
四月十五日の御儀、山科殿にて献ずる右義忠
を清涼殿の御庭に爆しにて、おのおの朝廷
のたまひ儀式ひ、疫病除のためとて行つたるひあ
ふぎ、北尾の話を持つたるも北の七月ふ
習慣が残つてゐる。北尾は伊勢
の産れ出生地の通村にて通称北の

碁盤の行方とそのとき中村の左義長を大いに賞めあるべきなり左義長の構えを四月四日より始め七五三縄巻を冬ごろ巻き集めこれを材料とし直径三四間もあるべき円錐形のものにして周囲を葉ひ包むものにあるなり我邸宅前に於ける賽の林と構造を同じくして造り始めて林あるべきも左義長の別に決闘をやらせるつもりにて今年行はれざるを始め林の左義長の所にて左の図を書いてある所の林を兵庫の役方和田岬の西にあるべし

林と云ふべしとする

左義長を都合三基をつくり、その内二基は別当の大きなるものを俗に仲人と云ふ

仲人とは左義長を大きなるものを立つることを左義長と云ふ左義長とは竹を立つることを云ふこの竹の周囲にしめの八幡社祀の境内にて師匠、媒人の仲人とすること

かく、左義長と左義長との決闘を定しその行司をすることのひあるなり大きな左義長の一つを東の方の漁師

中の町まであるも、これ初のうちしこゝまてくんろの
うち仲人の左義長より決闘の面白きあるを待
つ、このほかに一つの左義長も西の方の漁師屋の所
にあるとて安治仲人の左義長より決闘の
面白きを行てなるべく、幡場のあ
るかさき仲人役を同村の漁民に捨ぶんて
あるうちの方の方都を飾りあるとき左
義長の後く行き、えんもこの方林魚市場
前の砂地にうまれ、西部の左義長と決闘せ
ると面白しとあきあるまた西部の飾りある
左義長の後くあき、同じ面白きとうし自分の

東京帝國大學圖書

元の八幡社に引き込す
閑もうゝ堂の所中の町の漁民いとの文句にて
飾のうし左義長を捨き言めの場に出張
すうゝ人数の双方とも数十人にて負れ左
義長の大さい推しも知るべし何れも用意
七八月もちゝ
双方共堂のの場の場の耳ゝ幡幟の移り海
まゝ〳〵力を拾めて左義長と左義長とを衝突
せしむること一時ありて、多ひの未明方
まても左義長の共に拾けて、例のとるを
負けとす、まゝ左義長とゝゝを鎌波の移りを

作之事叮く引き揚ぐ、その名拾貫目の莫
大なる
さる程の弱き物の漁民たちなれども
永き漁をすることを漁酒と呼び祝宴あるを
くぶ丸来の伝ふる掛をこの二基の古墓を
新しく八幡社の境内に引揚げたる仲人役
の左義長をおのれもまたのうなる焼
き墓をすることなり
北の左義長の決闘ちこちの〳〵言ふ
ならば
決闘をもって人騒無事なる
なる時は角力土俵の事を敷て戒すること仕れ

きうふ

東京堂製

以下全て

白　紙

明治三十六年一月

下浣大坂客中

春城山人